

正倉院宝物の成立前史(後編)

本編は先に記した「正倉院宝物の成立前史(前編)」（本誌17号所載）に続き、『国家珍宝帳』等に記載されている宝物やその他、聖武天皇が即位している天平元年以前から存在していた宝物を取り上げることにする。

第二章 『国家珍宝帳』にみえる天平元年以前に存在していた宝物

これまでの研究史の中で、『国家珍宝帳』に記載の宝物中、天平元年以前から存在していたと指摘されていたものは次のとおりである。なおそれぞれの宝物に、例によって献①、献②の記号を付しておこう。

献①赤漆文櫛木御厨子

献②平城宮御宇後太上天皇禮聘藤原皇后之日相贈信幣之物一箱封

物一箱封

献③赤漆櫛木厨子



米田雄介（よねだ・ゆうすけ）

1936年(昭和11年)兵庫県生まれ。64年大阪大学文学研究科博士課程。宮内庁書陵部編修課長、正倉院事務所所長を歴任。神戸女子大学名誉教授。古代学協会理事。著書に『郡司の研究』(法政大学出版局)、『古代国家と地方豪族』(教育社)、『歴代天皇の記録』(統群書類従完成会)、『正倉院と日本文化』(吉川弘文館歴史文化ライブラリー)、『正倉院宝物の歴史と保存』(吉川弘文館)、『正倉院宝物と東大寺献物帳』(吉川弘文館)など著書多数

Yusuke Yoneda
米田雄介

献—④横刀一口

献—⑤黒作懸佩刀一口

献—⑥百済畫屏風六扇

ところで従来の研究では、献—①から献—⑥までを取上げて、この他にも『大小王真跡帳』の「大小王真跡書」と『藤原公真跡屏風帳』の「藤原公真跡書」を追加する。さらに中倉の武器の中に「下毛野奈須評全二」と刻まれた箭が知られているので紹介しよう。

第一節 献—①『国家珍宝帳』にみえる「赤漆文欄木御厨子」

献—①「赤漆文欄木御厨子」の關係箇所を紹介すると、次のとおりである。また1、2、3は原文の行数を示している。

- 1 厨子壹口、赤漆文欄木、古様作、金銅作鈿具、
- 2 右、件厨子、是飛鳥浄原宮御宇
- 3 天皇、傳賜藤原宮御宇
- 4 太上天皇、天皇傳賜藤原宮御宇
- 5 太上天皇、天皇傳賜平城宮御宇
- 6 中太上天皇、天皇七月七日傳賜平城宮御宇
- 7 後太上天皇、天皇傳賜
- 8 今上、今上謹献
- 9 廬舎那仏
- 10

本厨子(北倉2)は、2の飛鳥浄原宮御宇天皇(文武天皇)が3の藤原宮御宇太上天皇(持統天皇)へ伝え、4の持統天皇は4・5の藤原宮御宇太上天皇(文武天皇)に伝え、5の文武天皇は5・6の平城宮御宇中太上天皇(元正天皇)に伝え、6の元正天皇から6から8の平城宮御宇後太上天皇(聖武天皇)に伝え、8の聖武天皇は9の今上天皇(孝謙天皇)に伝え、9の孝謙天皇が10の廬舎那仏に献納したと記している(9)。

本厨子は、少なくとも文武天皇以降、歴代の天皇に伝領されたようにみえる。そのことを分かりやすくするために本厨子を伝領された天皇を野線でつなぐと、次のようになる。



正倉院宝物『国家珍宝帳』所載の「赤漆文欄木御厨子」の納物の箇所：中央、『同』「平城宮御宇後太上天皇禮聘藤原皇后之日相贈信幣之物一箱」の箇所と除物の付箋：左側(本文p14) (北倉158)

〈内は在位期間を示す。

40代天武天皇(六七三〜六八六)―41代持統天皇(六九〇〜六九七)―42代文武天皇(六九七〜七〇七)―44代元正天皇(七一五〜七二四)―45代聖武天皇(七二四〜七四九)―46代孝謙天皇(七四九〜七五八)

この野線によると、天武天皇以下、孝謙天皇まで代々の天皇に本厨子が伝えられているが、43代元明天皇(七〇七〜七一五)のことがみえない。このことから、本厨子は天武天皇の系統の天皇に伝えられたもので、元明天皇は天武天皇系でないから、本厨子は伝領されなかったといわれていた。確かに元明天皇は天智天皇の皇女であるから、天智天皇・天武天皇の兄弟を起点にすると、天智天皇系に分類できる。しかし元明天皇に本厨子が伝えられなかったのは、元明天皇が天智天皇系であったからであろうか(10)。

元明天皇は天智天皇の皇女阿閉内親王であるが、内親王は天武天皇の皇子の草壁皇子の配偶者で、二人の間には後継者として珂留皇子が誕生している。草壁皇子は天武天皇朝に皇太子に冊立されたが、持統朝に薨去した(11)。このため高市皇子が後継者に擬せられたが、高市皇子も皇位に即くことなく薨去した(12)。そこで持統天皇は、草壁皇子と阿閉内親王の間に降誕の珂留皇子を皇位に即けることとし、珂留皇子が成人するまでの間、祖母の持統天皇が引き続き皇位にあつて、珂留皇子が皇位に即いた後は、太上天皇として文武天皇を援けられた。その後、持統太上天皇が

崩御し、文武天皇も崩御すると、皇位を継承できるのは文武天皇の皇子の首親王であるが、まだ幼年であるから、皇位に即けることはできなかった。そこで草壁皇子の妃阿閉内親王、つまり文武天皇の母が皇位に即き元明天皇になった(13)。

以上のように皇位継承の経過を追ってゆくと、天智天皇系とか天武天皇系とかの問題ではなく、草壁皇子の妃で文武天皇の母であることが重要な問題であることが分かる。もう少しこの問題を考えよう。

改めて元明天皇の名が、この厨子の伝領にみえないのは何故か。ここで先の本厨子に伝領を示す文言に留意したい。その文言によると、天武天皇は持統天皇に、持統天皇は文武天皇に、文武天皇は元正天皇に、元正天皇は聖武天皇に、聖武天皇は孝謙天皇に「伝賜」したと記している。「伝賜」とは文字どおり「伝え賜う」であるから、たとえば聖武天皇が皇位を退いたとき、女性で史上唯一の皇太子阿倍内親王であった孝謙天皇に御厨子を伝えたい。しかし文武天皇が崩御した時、皇位に即いた元明天皇には本厨子を伝えられていなかった。このために皇統をめぐる学説上の問題が生じたのである(14)。少し煩雑になるが私見を述べて



正倉院宝物『赤漆文櫃木御厨子』(北倉2)

おこう

元明天皇が元正天皇に皇位を譲った時、本厨子は元明天皇から元正天皇に伝賜という形式ではなく、文武天皇から伝えられている。しかし形式とはいえ、元正天皇が皇位に即いたのは文武天皇の崩御から八年後であるから(15)、本厨子が皇位と共に伝わるものだとすると、文武天皇から元正天皇に伝領されるということはあり得ないことになる。では何故このような伝領の形式が取られたのであろうか。

文武天皇は元明天皇の皇子(珂瑠皇子)で、元正天皇も元明天皇の皇女(氷高内親王)である。氷高内親王は文武天皇崩御の八年後に皇位に即いたが、文武天皇の在位中から、母の阿閉内親王は将来、皇女の氷高内親王を皇位に即けようとの思いがあったらしい(16)。しかしながら、これまでの女性天皇は皇后から皇位に即いているから氷高内親王を皇位に即けるのに群臣らの間に抵抗があったのではなからうか。そこで皇位に即いたのが文武天皇の母である阿閉内親王であった。

阿閉内親王も皇后ではなかったが、内親王は天武天皇の皇太子草壁皇子の妃であった。皇位継承の予定者であった草壁皇子は皇位に即く前に薨去したのち、阿閉内親王は皇太妃と呼ばれ、皇太妃宮職を与えられており、皇后に准じる待遇を与えられている(17)。そのような立場の阿閉内親王が皇位に即いたのである。

さきに文武天皇は病から譲位を願ひ、皇位を母の阿閉内親王に委ねようとしたが、母はその申し出を辞退した(18)。その後、文武天皇は望みを叶えることがなく崩御した。そこで皇位に即いたのが母の阿閉内親王であるが、内親王は直ちには皇位に即かず、しばらく称制している(19)。

以上から考えると、文武天皇に伝領されていた本厨子は阿閉内親王に伝領されることにはならなかったのであろう。しかし本厨子は皇位に伴う累代の御物に准じる物であるから、阿閉内親王が預かることになったのであろう。それからしばらくして、内親王は皇位に即き元明天皇となった後も、引き続き本厨子の保管を行われたのである。

それから八年後に元明天皇は皇女の氷高内親王に皇位を譲り、内親王は元正天皇となった(20)。この時、本厨子を伝領するが、天皇から伝領するのが原則である。しかし厨子を保管する元明天皇から伝領するのではないとすると、文武天皇から伝領するとの形を取るようになる。

したがって、本厨子の伝領に元明天皇の名がみえないのは、天智天皇と天武天皇の皇統の問題ではなく、皇子の文武天皇から母の元明天皇への皇位継承という異例の中で起こった問題であったことが分かる。

その後、本厨子は元正天皇から聖武天皇に、さらに聖武天皇から孝謙天皇に伝えられ、孝謙天皇は東大寺に奉獻された。

このような経過から明らかのように、本厨子は聖武天皇の即位前から、皇室に伝わっていたことを確認することができた(21)。

なお本厨子の収納物として、聖武天皇の『雑集』、元正天皇の『孝経』、光明皇后の『頭陀寺碑文并杜家立成』と『樂毅論』があるが、これらは聖武天皇が本厨子を伝領されたのちに『雑集』などを保存管理するために収納したものである(22)。

第二節 献―②『国家珍宝帳』にみえる首親王と藤原光明子の結婚時に取り交わした文書

本節で取り上げるのは、『国家珍宝帳』に「平城宮御宇後太上天皇禮聘藤原皇后之日相贈信幣之物一箱」と記載しているもので、献―②と整理する。すなわち、平城宮御宇後太上天皇が藤原皇后を禮聘(らいへい)の日に相贈った信幣の物と読めるから、平城宮御宇後太上天皇、すなわち聖武天皇(当時皇太子)が藤原光明子を配偶者として迎えた時に、二人の間で誓いの言葉を取り交わしたものであろう(23)。またそれらを収納する箱があったのであろう。

なお『続日本紀』天平宝字四年(七六〇)六月乙丑(七日)条によると、光明皇后の崩御を伝えられた後、

勝宝感神聖武皇帝儲式とありし日、納れて妃としたまふ。時に年十六。

とある。光明皇后は大宝元年(七〇一)生まれであるから、十六歳といえば靈龜二年(七一六)で、聖武天皇も時に皇太子で十六歳である。その時に光明子は皇太子妃になったが、二人の間で取り交わした誓いの言葉か、漢詩か和歌かはわからないが、それらを納めた箱があった。

もう一点注目したいのは、光明皇后は天平宝字四年に崩御するが、禮聘の日に取り交わしたものを、皇后は崩御の前年に宝庫から取り出している。『国家珍宝帳』の記載を見ると、禮聘のことを記している行の頭部に「除物」と記す付箋が付されている。「除物」については別稿で詳論したので省略するが、参照して戴けるとありがたい(24)。

第三節 献―③『国家珍宝帳』にみえる「赤漆櫨木厨子」

『国家珍宝帳』によると、献―③の「赤漆櫨木厨子」について次のように記している。

(原文) 赤漆櫨木厨子一口

右、百済国王義慈、進於内太臣。

(読み下し) 赤漆櫨木の厨子一口

右は百済国王の義慈が内太臣に進める。

とあるように、本厨子は百済国の義慈王から日本の内大臣に贈られた厨子であることがわかる。義慈王は百済三十一代の王である。父王の後を継いで王位に就いたのは六四一年、その後、百済は日本の助成を得て唐と新羅の連合軍と

争ったが白村江の戦いに破れ、義慈王は唐に送られ、唐国で病死したと伝えられている(25)。

一方、内大臣であるが、義慈王の時代に日本ではまだ内大臣の制度はないが、中臣鎌子が天智天皇八年(六七九)十月辛酉(十六日)に亡くなる前日、天智天皇は皇太弟大海人皇子を内臣の中臣鎌子の病氣見舞いに遣わした時、天皇は鎌子に大織冠を授け、さらに藤原姓及び鎌足の名、また内大臣の官を与えられた。この時、初めて内大臣制が成立したのである。しかし鎌足の死後、しばらく内大臣は設けられず、内大臣制は奈良時代後期に設けられてのち定制化するから、七世紀から八世紀の半ば過ぎまで内大臣は設けられず、当時、内大臣といえば藤原鎌足を指すから、厨子を贈られたのは藤原鎌足である。もとより鎌足は死の直前に内大臣に任じられたから、内大臣は鎌足の極官である。また、この厨子が何時、百濟から贈られたのかは不明であるが、本厨子は百濟で造られ、生前の鎌足に贈られたのである。

恐らく本厨子は百濟の技術に基づいて作られたのであるが、残念ながら本厨子は現存していない。しかし七世紀の前期に日本との友好関係を示す証として、百濟国王が鎌足に厨子を進めた事実だけは確認できる。

第四節 献―④『国家珍宝帳』にみえる「横刀」

『国家珍宝帳』に記載の宝物は凡そ六五〇点、そのうち四〇〇

点余は武器・武具が占めている。具体的に、武器・武具を分類すると、太刀百口・弓百三張・箭百具・甲百領などに分けられる。これらの中に、明らかに飛鳥・白鳳時代のものと考えられるものがある。

『国家珍宝帳』の刀の記載の箇所ので注目すべきものが二点ある。

まず献―④「横刀」であるが、この「横刀」は『国家珍宝帳』に記す刀の四十九番目に次のようにみえる。

(原文) 横刀一口(注略)

右一口者、太政大臣之家設新室宴之日、天皇親臨、皇太子奉舞、大臣寿贈。彼日、皇太子者、即平城宮御宇 後太上天皇也。

(読み下し)横刀一口(注略)

右一口は、太政大臣の家に新室を設け、宴の日に、天皇親しく臨み、皇太子舞い奉まつる。大臣寿ぎて贈られる。彼日の皇太子は、

即ち平城宮御宇後太上天皇なり。

ここにみえる太政大臣は藤原不比等、天皇は元正天皇、皇太子は首親王（おびとみかど）で後の聖武天皇である。したがって、不比等の邸宅の室を新築の時、皇太子が舞を舞って祝意を表したことから、不比等は皇太子に礼として贈られたのがこの横刀である。この刀は首親王が即位して聖武天皇になつた後も天皇の近辺に置かれていたのであろう。その意味で

は聖武天皇の即位以前から天皇の近辺に置かれていた刀であつた(26)。

第五節 献⑤『国家珍宝帳』にみえる「黒作懸佩刀」

献⑤「黒作懸佩刀」も由緒のある刀で、この佩刀は『国家珍宝帳』の刀の五十番目に置かれており、次のように由緒が記されている。

(原文)

右、日並皇子常所佩持賜太政大臣、大行天皇即位之時、便献、大行天皇崩時、亦賜太臣、太臣薨日、更献後太上天皇。

(読み下し)

右は、日並皇子が常に佩持するところを太政大臣に賜う、大行天皇が即位の時に便ち献ず、大行天皇が崩ずる時、亦太臣に賜う、太臣薨ずる日、更に後太上天皇に献ず。

日並知皇子尊(＝草壁皇子)が佩用していた刀を藤原不比等に賜い、不比等は「大行天皇、つまり文武天皇が即位の時に献上した。その後、文武天皇が崩御の時に不比等に返却した。しかし不比等が薨去の日に、聖武天皇に献上した」と記している。

献④の「横刀」の場合は不比等から皇太子首親王に贈られ、首親王は即位後も大切に保管していたと考えられる。不比等が皇后の父であることを考えると、皇統を支える藤原氏からの贈り物は何物にも代えがたいものであつたので

あろう。

一方、献⑤の「黒作懸佩刀」は藤原不比等と皇室の間、特に草壁皇子、文武天皇、聖武天皇の間を行き来している。草壁皇子が自身の佩刀を不比等に賜い、文武天皇が即位の時に不比等は天皇に献上している。不比等にすれば、自身の佩刀ではなく、草壁皇子から預かつたものとの意識があつたのであろう。ところが文武天皇が崩御の時に佩刀を不比等に賜うとみえる。この刀が不比等に下賜されたのか、草壁皇子から預かり、また文武天皇から預かつたのか。当時、不比等は娘の宮子を文武天皇の後宮に入れていたように、皇室を背後から支えていたから、文武天皇の崩御の時、佩刀を預かつたのであろう。

文武天皇に次いで皇位に即いたのは天皇の母元明天皇であるから、天皇は佩刀を用いることはなかつたが、預かつた刀は、当然、次の然るべき人、天皇に伝えなくてはならない。ところが然るべき天皇に伝える前に不比等が病に倒れ、養老四年(七二〇)八月癸未(三日)に不比等が薨去した。佩刀を伝えられる天皇は元正天皇で女帝であるが、天皇も佩刀を用いることはない。ところで皇室には皇位を継承できる皇子は首親王以外にいないが、首親王の妃に



正倉院宝物 『国家珍宝帳』所蔵の横刀・黒作懸佩刀の箇所と除物の付箋(北倉158)

は不比等の娘の光明子が入内している。したがって不比等は薨去に先立ち、急遽、首親王に佩刀を献上することにした。その後、首親王が即位して聖武天皇となり、天皇はその佩刀を大切に保管していたのである。このようにみると、不比等の役割は佩刀の管理を任務としていたと考えられる。

第六節 献―⑥『国家珍宝帳』にみえる「百済畫屏風六扇」

『国家珍宝帳』には百畳の屏風が盧舍那仏に献上されている。

(原文)

御屏風壹佰畳 畫屏風廿一畳 鳥毛屏風三畳

鳥畫屏風一畳 夾纈六十五畳 鷹纈十畳

山水畫屏風一具 兩畳十二扇 (注略)

国図屏風六扇 (注略)

大唐勤政樓前欲楽図屏風六扇 (注略)

(中略)

百済畫屏風六扇 (注略)

(読み下し) 御屏風は壹佰畳 畫屏風は廿一畳 鳥毛屏風は三畳

鳥畫屏風は一畳 夾纈は六十五畳 鷹纈は十畳

山水畫の屏風は一具 兩畳十二扇 (注略)

国図の屏風は六扇 (注略)

大唐勤政樓前欲楽図の屏風は六扇 (注略)

(中略)

百済畫の屏風は六扇 (注略)

百畳の屏風のうち、冒頭の山水畫の屏風は中国唐の風景

を描いた屏風で、他に王宮の様子などを描いた屏風など、あわせて廿畳みえるが、このほか献―⑥の「百済畫屏風六扇」が一畳存在している。『国家珍宝帳』の屏風の順に番号をみると、百済畫屏風は十九番目に記されている。このほかに百済関係の屏風は見当たらないから、十九番目の百済畫屏風は貴重であるが、どのような画題のものか手掛かりがない(27)。

例えば百畳の御屏風の冒頭の山水畫の屏風は一具、兩畳十二扇、次いで国図の屏風は六扇、さらに大唐勤政樓前の欲楽図、宮殿などの様子を伝えているが、百済畫の屏風は百済の王宮や百済の風景を描いたものかどうか不明である。百済は七世紀の半ば過ぎに滅亡しているから、百済の王宮でであろうが風景畫であろうが、現実の百済ではなく思い出の中で描かれたものかも知れない。あるいは思い出ではないとすると、百済が滅亡する以前に描かれていた屏風かもしれない。いずれにせよ、これ以上の詮索はできない。確かなことは、八世紀に百済は滅亡しているから、八世紀の百済が描かれたものではない。

以上、これまで指摘されている献―①から献―⑥までの宝物について取り上げてきた。さらに三件について検討する。

第三章 『国家珍宝帳』以外の『東大寺献物帳』に

記載の天平以前からの宝物

第一節 『大小王真跡帳』にみえる「大小王真跡書」

『東大寺献物帳』の第四番目のものを『大小王真跡帳』（北倉160）という。その真跡帳の文言を記すと次の通りである。

（原文） 勅

献東大寺

大小王真跡書一卷 黄半紙、面有大王書九行七

十七字、背有小王書十行九十九字、（以下略）

右書法、是奕世之伝珍、

先帝之玩好、遺在篋笥、追感瞿然、謹以奉献
廬舍那仏、伏願、以此妙善、奉翼冥途、高遊
方広之通衢、恒演円伊之妙理。

（読み下し）勅す

東大寺に献す

大小王真跡書一卷 黄半紙、面に大王の書九行七

十七字あり、背に小王の書十行九十九字あり、（以下略）

右書法は、是れ奕世の伝珍、

先帝の玩好のもの、篋笥に遺るものあり、
追感するに瞿然たり、謹で以て

廬舍那仏に奉献す、伏して願はくは、此の
妙善をもつて、冥途を翼けたてまつり、高
く方広の通衢にあそび、恒に円伊の妙理を

演べん。

とある。この真跡帳で注目されるのは、まず『大小王真跡帳』の
大は王羲之を指し、小はその子の王献之のことである。さら
にそこに記されている「大小王真跡書」の大も王羲之で、
彼の書が黄色の半紙に九行七十七文字が記されており、そ
の裏に王羲之の四男献之が十行九十九文字を記していたと
いう。つまり「大小王真跡書」は『国家珍宝帳』が東大寺大仏
に献上された一ヶ月後に、宮中から東大寺の廬舍那仏に献
上されているが、その時の『東大寺献物帳』が「大小王真跡帳」
である。しかし残念ながら現存しているのは献物帳の『大
小王真跡帳』のみで、文中にみえる「大小王真跡書」は伝わっ
ていないから、「大小王真跡書」の内容を把握することができ
ない。いうまでもなく、王羲之は書聖といわれ、羲之の
書は中国ではもとより、日本でも重宝されている。

もともと「大小王真跡書」が早くから聖武天皇のもとに置
かれており、聖武天皇の崩御後に『国家珍宝帳』が東大寺に
献上された時も本書は宮中に留められたが、光明皇后は本
書を見ると肅然とするものがあることから、『国家珍宝帳』
の献上から一月後に東大寺大仏に献上したのである。

ところで鑑真和上が唐から来日した時に
『大小王真跡帳』が聖武天皇に献上された
との説がある。それがこの『大小王真跡帳』
だという。しかし鑑真和上が来日した時に

献東大寺

屏風一具十二角

屏風一具十二角

屏風一具十二角

花氈陸拾束

正倉院宝物
『屏風花氈等帳』の
屏風部分 巻首（北倉159）

『大小王真跡帳』を携帯していたことは知られているが、宝庫に伝来の本書が、鑑真和上が献上したものでかどうかの確証はない。それどころか、『大小王真跡帳』をみると、寄進された時の献物帳では帖仕立てでなく全部で一つの巻物になっているので、現状の物とは違うのではないかとの重要な指摘がある(28)。さらに『東大寺献物帳』の『大小王真跡帳』は、聖武天皇の翫好のもの、奕世の伝珍といわれているから、『東大寺献物帳』の『大小王真跡帳』は、鑑真和上が来日以前、すなわち聖武天皇が皇位に即く前から、宮中に伝わっていたのである。恐らく飛鳥時代から白鳳時代にすでに日本に伝わっていたのであろう。

ここで少し王羲之について触れておこう(29)。

『国家珍宝帳』や『屏風花氎等帳』には王羲之の書といわれているものが伝わっていた。たとえば『国家珍宝帳』には次のように記している。

(原文) 書法廿卷

揚晋右將軍王羲之草書卷第一(注略)

同羲之草書卷第二(注略)

(中略)

同羲之草書卷第六十(注略)

(中略)

同羲之扇書一卷(注略)

(読み下し)書法二十卷

晋の右將軍王羲之の草書を揚す卷第一(注略)

同羲之の草書卷第二(注略)

(中略)

同羲之の草書卷第六十(注略)

(中略)

同羲之の扇書一卷(注略)

『国家珍宝帳』の書法廿卷とある箇所、揚晋右將軍王羲之草書卷第一以下第十までと第五十一から六十まで(このうち巻五十七が欠、五十六と六十は行書)、さらに同羲之の扇書一卷が伝わっていたとみえる。おそらくこれらも聖武天皇が皇位に就く前から宮中に伝わっていたのであろう。

また『屏風花氎等帳』によると、欧陽詢の真跡という屏風一具十二扇が東大寺大仏に献上されているが、実は、もう一具、東大寺大仏に献上されている屏風がある。そのことを記す屏風一具十二扇の注記をみると、本屏風の書を「臨王羲之諸帖書」とする(下図囲み部分)。王羲之の書が奈良時代の天皇・皇后や貴族などの上層階級の人々だけでなく、中下級の官人や写経生なども手本としていたことはよく知られている通りである。ただ羲之の書は早くに自筆はなくなっており、屏風の書も王羲之の書を臨書したものである。



第三節 『藤原公真跡屏風帳』にみえる「藤原不比等の書」

「藤原不比等の書」を記す『藤原公真跡屏風帳』(北倉161)の全文を紹介しよう。

(原文) 献東大寺

書屏風式帖

十二扇、並高四尺六寸五分、広一尺九寸五分、面五色紙、有真草雜書、

(以下略)

右件屏風書者、是先考正一位太政大臣藤原公真跡也、妾之珍財、莫過於此、仰以奉献盧舍那仏、願因妙善、奉薰冥資、早遊花藏之界、恒对芳閣之尊。

天平宝字二年十月一日

(読み下し) 東大寺に献す

書屏風式帖

十二扇、並高四尺六寸五分、広一尺九寸五分、面五色紙、有真草雜書、

(以下略)

右の件の屏風の書は、是れ先考正一位太政大臣藤原公の真跡なり、妾の珍財、此れに過たるはなし、仰ぎ以つて盧舍那仏に奉献す、願くは妙善に因り、冥資を薰じ奉り、早に花藏の界に遊び、恒に芳閣の尊にむかはん。

天平宝字二年十月一日

本屏風は『藤原公真跡屏風帳』というが、献上者は光明皇

后であるから、本文中の先考は太政大臣藤原不比等である。光明皇后が「妾の珍財、此れに過ぎたるはなし」と述べているが、皇后にとつて、父不比等の屏風は、何物にも代えがたいものであったのであろう(30)。それを東大寺大仏に献上したのである。

『国家珍宝帳』によると、聖武天皇の遺愛の宝物を東大寺大仏に献上し、天皇が鑾を花藏の世界に鳴らし、涅槃の岸に蹕に留まらんと祈念しているが、『藤原公真跡屏風帳』によると、不比等が花藏の界に、恒に芳閣の尊に対せんとされたのである。

ところで不比等は養老四年(七二〇)に薨去しているから、不比等が生前にどのような文言を記したか、あるいは漢詩か和歌がよく分からないが、ともかく不比等が生前に記していた書が屏風に仕立てられていた。屏風に仕立てた時期や誰が仕立てたのかは不明であるが、不比等の書であるから、養老四年以前に不比等が記し、その後に屏風に仕立てられたことは確かである。

以上はいずれも北倉に収納されている宝物を取り上げてきたが、中倉にも聖武天皇の即位以前に存在している宝物がある。但しその宝物の由来について、若干、説明を要することがあるので、煩雑であるが説明しておこう。

第三節 中倉に収納されている「箭」

中倉に収納の「箭」に「下毛野奈須評全二」と刻まれたものが伝わっている(31)。

正倉院宝庫の中倉には、大量の武器武具が収められている。すなわち梓弓3張(中倉1)、槻弓24張(中倉2)、鞆15口(中倉3)、胡籙29具(中倉4)、白葛胡籙4口(中倉5)、箭80束(中倉6)、箭竹2束(中倉7)、御太刀26口(中倉8)、無莊刀23口(中倉9)、手鉾5口(中倉10)、鉾33枚(中倉11)、馬鞍10具(中倉12)が収められている。

これらの武器武具はそもそも東大寺が所蔵の物を正倉院の校倉の中倉に移納したもので、『国家珍宝帳』に所蔵の宝物とは由緒を異にしているとの説がある。一方、これらの武器武具の中には、もともと『国家珍宝帳』に所載の武器武具であったが、仲麻呂の乱で持ち出されたものが、乱後にしばらくして東大寺の倉庫に収められ、さらに校倉の宝庫に納入されたのかも知れないともいわれている。いずれの場合も確認することができないが、中倉の武器武具の中には『国家珍宝帳』にみえないものもあるから、中倉のすべては『国家珍宝帳』に所載のものではない。

しかし中倉4の胡籙の3号漆葛の箭五十隻の隻ごとに「下毛野奈須評全二」の八文字が刻まれている。評とは大化改新(六四五)以降、大宝元年(七〇一)以前に存在した地方行政機構であるから、大宝元年以前に用いられていた箭が

東大寺が成立するまえからどこかで保存されており、東大寺の成立後に東大寺に納められ、さらに正倉院宝庫に移納されたが、それ以上のことは分からない。今はただ、評と記す箭が存在していることを確認しておきたい。

結びにかえて

正倉院宝物が聖武天皇の崩御を契機に成立したことは本稿の前編の冒頭に記した通りであるが、それらの中には聖武天皇が皇位に即く前から宮中に伝えられていたものがあった。そのような宝物を東大寺に献上されたのは、『国家珍宝帳』に記しているように、国家の珍宝、種々翫好の物を東大寺の盧舎那仏に献上することで、聖武天皇の冥福を祈らんとするものであった。そのような願いを込めて仏に財物を奉獻する例は、すでに仏教が我が国に伝えられて間もなくから行われていた。法隆寺や大安寺の資財帳などにもみえたように、皇室からの施入の様子をみると、寺院の莊嚴のために施入したものもあるが、天皇や皇子の病氣回復や没後の冥福を祈るために、仏具を作り施入された物も少なくない。



正倉院宝物
胡籙 3号 漆葛付属箭
「下毛野奈須評全二」刻字部分(中倉4)

聖武天皇のための宝物奉献について、もともと天皇の遺愛の品として天皇の近辺に置かれていたものがあつた。それらのほとんどは、当代最高の芸術品である。それらを東大寺大仏に奉献したのは、そもそも東大寺大仏の造詣が聖武天皇の詔に基いていることから、天皇の気持ちに誰よりも一番良く理解している光明皇后が東大寺大仏に天皇の遺愛の宝物を献上したのである。皇后は天皇が宏大無辺の慈悲を持つ廬舎那仏にこれらの宝物を献上することで、その善根によって天皇が無事に三途の川を濟り華嚴經の説く花藏の宮の鈴を鳴らし、涅槃の岸にたどり着くことができるようにとの趣旨で献上した。

しかし光明皇后は東大寺以外にも、多くの寺院に宝物を献上している。たとえばここでは触れなかったが、天平勝宝八歳(七五六)七月八日付けの『法隆寺献物帳』に「先帝甄弄之珍、内司供擬之物、各分数種、謹献金光明寺等十八寺」とあるように、金光明寺(東大寺)を含む十八寺に財物が宮中から献上されている(32)。仏教の盛行を誰よりも願っていた聖武天皇の冥福を祈願して『東大寺献物帳』や『法隆寺献物帳』が作成されているのである。仏教への思いは聖武天皇が突然、思いついたのではなく、仏教伝来以来、皇室が積極的に仏教を受容し助成してきた結果である。飛鳥・白鳳時代の皇室の仏教支持がやがて聖武天皇の時代に華が咲いたのである。

(了)

注記

(9) 拙稿「累代の御物について―皇位継承に関連して―」(『広島女子大國文』十五号、一九九八年)

(10) 後藤四郎「国家珍宝帳に関する若干の考察」(『日本歴史』三九八、一九八一年)、同「赤漆文臘木御厨子について」(奈良国立博物館編『正倉院展図録』一九八六年)、直木孝次郎「正倉院藏赤漆文臘木御厨子の伝来について」(『飛鳥・奈良時代の考察』高科書店、一九九六年)、東野治之「元正天皇と赤漆文臘木御厨子」(『日本古代史科学』岩波書店、二〇〇五年)。

(11) 『日本書紀』天武天皇十年(六八二)二月甲子(二十五日)。「是日立草壁皇子尊為皇太子。因以令撰万機」とあるように草壁皇子は皇太子に冊立された。ところが、持統天皇三年(六八九)四月乙未(十三日)に「皇太子草壁皇子尊薨」とあるように、皇太子草壁皇子は皇位に即くことなく亡くなっている。

(12) 『日本書紀』持統天皇四年(六九〇)七月庚辰(五日)「以皇子高市為太政大臣」と高市皇子が草壁皇子の後を受けて皇位を継承するように立案された。もともと高市皇子の生母が采女出身であることから、直ちに高市皇子を皇太子に冊立するのに躊躇する向きがあり、まず太政大臣に任じて政治的実権を掌握するようにされたのであろう。しかし持統天皇十年(六八六)七月庚戌(十日)に「後皇子尊薨」とあり、後皇子尊は高市皇子を指すが、高市皇子も皇位を継承することなく亡くなっている。

(13) 『続日本紀』慶雲四年(七〇七)七月壬子(十七日)に元明天皇は大極殿で即位したが、それに先立ち、元明天皇即位前紀の慶雲三年(七〇六)十一月に豊祖(文武天皇)が不予により、皇位を母の阿閉内親王に譲ると申し出たが、母は辞退したとみえる。その半年後に、文武天皇は後嗣を定めることなく崩御した。

(14) 注(10)参照。

(15) 『続日本紀』靈龜元年(七一五)九月庚辰(二日)に氷高内親王は母の元明天皇から皇位を譲られ、大極殿で即位したが、文武天皇が崩御したのが慶雲四年(七〇七)六月辛巳(十五日)であるから、文武天皇の崩御から元正天皇の即位まで実に八年を経過している。

(16) 文武天皇の後嗣について、母の阿閉内親王は皇女の氷高内親王を想定し

ていたのではないかとの説を、遠山美都男が指摘している(『天平の三姉妹』中公新書、二〇〇一年)。

(17) 藤原宮出土木簡「五によると、「皇太妃宮職解」「皇太妃宮舍人」と記す木簡が出土している。また『続日本紀』大宝元年(七〇一)七月壬辰(二十一日)に「皇太妃・内親王及女王・嬪封」とある。いずれの皇太妃も阿閉内親王を指す。

(18) 注13参照。

(19) 拙稿「踐神と称制―元明天皇の場合を中心に」(『続日本紀研究』二〇〇号、一九七八年)

(20) 注15参照。

(21) 西川明彦「赤漆文襪木御厨子と赤漆襪木厨子」(『正倉院紀要』三十四、二〇〇二年)は、赤漆文襪木御厨子の構造を考察したもの。奈良時代以前の木工芸についての示唆に富む指摘がある。のちに『正倉院宝物の構造と技法』(中央公論美術出版、二〇一九年)

(22) 聖武天皇の『雑集』は、奥書によると「天平三年九月八日写」とあり、光明皇后の『葉叢論』の奥書には「天平十六年十月」と書写年次が記されている。したがってこれらが赤漆文襪木御厨子に取納されたのは天平元年以前ではあり得ないことが分かる。

(23) 拙稿「天皇家の結婚の歴史―歴史と旅―特別増刊号、一九九七年」。

(24) 関根真隆「正倉院刀剣史料考」(『正倉院事務所編』正倉院の太刀外装)、後に『天平美術への招待』吉川弘文館、一九八九年)、拙稿「国家珍宝帳」の付箋について(『正倉院文書研究』十一、二〇〇九年、後に『正倉院宝物と東大寺献物帳』(吉川弘文館、二〇一八年)に要旨を記した)。

(25) 細川晋太郎注(2)。EIRO-NARASIAO 17号。

(26) 土橋寛「持統天皇と藤原不比等」(中公新書、一九九四年)、直木孝次郎注(10)参照。

(27) 拙稿「国家珍宝帳に見える屏風の成立について」(『正倉院紀要』三十五、二〇一三年、後に『正倉院宝物と東大寺献物帳』に要旨を記した)において、『国家珍宝帳』に記載の屏風百畳と欧陽詢と王羲之の屏風をあわせて百四

畳の屏風を分析した。しかし百済屏風については、どのようなものか、考えるべき手掛かりがない。細川晋太郎注(2)参照。

(28) 神田喜一郎「鑑真和上と書道」(『芸林談叢』法蔵館、一九八一年)によると、鑑真和上が将来した「大小王真跡帳」が聖武天皇に献上されたこととされたが、東野治之は現存の「大小王真跡帳」と鑑真和上将来の「大小王真跡帳」とが同じものかどうか、本文でも紹介したように、両帳の装幀の相違に注目し、従来の学説に疑問を呈している。従うべきであろう(東野「鑑真」岩波新書、二〇〇九年)。

(29) 王羲之の書(臨書)が早くに日本に伝えられ、各処に影響を与えている。本文中に例示的に記しておいた。

(30) 藤原不比等は斉明天皇五年(六五九)に誕生。三十歳になった持統三年(六八九)に判事となり、律令の編纂にかかわり、一方、皇室との姻戚関係を深め、宮中の内外に勢力を拡大、養老四年(七二〇)に薨去した時は従一位右大臣であった。その後、不比等は生前の功績を評価されて、正一位太政大臣を贈られている。

(31) 中倉4胡録13漆葛一具には、箭五十隻を納めるが、隻ごとに「下毛野奈須評全二」の刻銘がある。

(32) 光明皇后が東大寺以外にも、多くの寺院に宝物を献上している。たとえば、聖武天皇の崩御から七七忌までの間、畿内の大寺で七日ごとに法要を行っている。またここでは触れなかったが天平勝宝八歳七月八日付けの「法隆寺献物帳」には「先帝瓶弄之珍、内司供擬之物、各分數種、謹献金光明寺等十八寺」と記している。なお「法隆寺献物帳」については、拙著「正倉院宝物と東大寺献物帳」注(24)参照。